#### スーパー定期貯金<単利型>

(2022年11月29日現在)

商品名	・スーパー定期貯金<単利型>
ご利用いただける方	
	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・定型方式
	1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年
	・期日指定方式
	1か月超5年未満
	・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金
	継続)の取扱いができます。
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	・ 1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
(1) 適用金利	┃ ┃・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則とし┃
	てこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(0) 1111 15 15	
(2) 利払頻度	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。
	・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当
	日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に
	分割して支払います。
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその
	中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点
	第4位以下切捨て)により計算します。
(3)計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
   (5) 金利情報の入	・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手方法	一
手数料	
付加できる特約事項	- 個人の自動継続扱いのものは終合口庫の担保に知るれできます
刊加てるる特別事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
	・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。
	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えて J Aバンク
	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)に
	より計算した利息とともに払い戻します。
	(1) 定型方式 (1か月、3か月、6か月、1年、2年)、期日指定方式 (1
	か月超3年未満)の場合   ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	① 6か月末洞   解約日における音通灯並利率   2 6か月以上1年未満   約定利率×50%
	③ 1年以上3年未満 約定利率×70%
	ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、そ
	の普通貯金利率によって計算します。
	(2) 定型方式3年、期日指定方式(3年超4年未満)の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
	⑥ 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、
	その普通貯金利率によって計算します。
	(3) 定型方式4年の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
	⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
	⑦ 3年以上4年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、
	その普通貯金利率によって計算します。
	(4) 定型方式5年、期日指定方式 (4年超5年未満)の場合
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×20%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×30%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×40%
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×50%
	⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×60%
	⑦ 3年以上3年6か月未満 約定利率×70%
	⑧ 3年6か月以上4年未満 約定利率×80%
	⑨ 4年以上5年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑨までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、
	その普通貯金利率によって計算します。
	・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていること
	があります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率
	により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
( - 13.13.27	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除し
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
サは 40 7四 44 四 し、しょい	
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028
	7-96-6150)にお申し出ください。当 $JA$ では規則の制
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。
	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
事項	
尹伐	算します。

### スーパー定期貯金<複利型>

(2022年11月29日現在)

	(2022 午11 月 29 日現住)
商品名	・スーパー定期貯金<複利型>
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・定型方式
) )	3年、4年、5年
	・期日指定方式
	3年超5年未満
	・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金
	継続)の取扱いができます。
預入方法	1 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
(1) 預入方法	- 一括預入
, , , ,	
(2) 預入金額	<ul><li>1円以上</li></ul>
(3) 預入単位	・ 1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
	・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円
	以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
和 白	以上117年位で、当了A///ため十述解析和中により - 即文知(*//*可能です。
利息	
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に
	設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、
	一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続
	の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日
	まで適用します。
	1 - 1 - 1
(2)利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算
	をします。
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。
, , , ,	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
	・ 並作は角頭の並作政外が 「作に致かしている y。
方法	
手数料	
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
	・ 通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J Aバンクアプリにより通帳
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた
	だくサービス)がご利用になれます。
<b>- 大会の公はの現状</b> い	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。
	(1)3年ものの定型方式および3年超4年未満の期日指定方式
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
	⑥ 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、
	その普通貯金利率によって計算します。
	(2)4年ものの定型方式
	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
	⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
	⑦ 3年以上4年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、
	その普通貯金利率によって計算します。
	(3)5年ものの定型方式および4年超5年以下の期日指定方式
	① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率
	② 6か月以上1年未満 約定利率×20%
	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×30%
	④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×40%
	⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×50%
	⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×60%
	⑦ 3年以上3年6か月未満 約定利率×70%
	⑧ 3年6か月以上4年未満 約定利率×80%
	⑨ 4年以上5年未満 約定利率×90%
	ただし、②から⑨までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、そ
	の普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置   本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028
	7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。
	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
事項	算します。
1. 7	3F 0 00 7 0

#### 大口定期貯金

(2022年11月29日現在)

立 D B	上口帶相만入	
商品名	・大口定期貯金	
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)	
期間	・定型方式	
	1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年	
	・期日指定方式	
	1か月超5年未満	
	・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金	
	継続)の取扱いができます。	
預入方法		
(1)預入方法	・一括預入	
(2)預入金額	・1,000 万円以上	
(3)預入単位	・ 1 円単位	
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
利息		
(1) 適用金利	│ ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則とし	
	てこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。	
(2) 利払頻度	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。	
( 4 ) 不り1499月25	- 関入期間2年未満のものは両期日以後に一括して文払います。 - 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当	
	日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に	
	分割して支払います。	
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその	
	中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点	
	第4位以下切捨て)により計算します。	
(3)計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。	
(4)税 金	- 個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税、	
	法人のお客さまは総合課税となります。	
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。	
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	
方法		
手 数 料	_	
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。	
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)	
	・マル優の取扱いはできません。	
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク	
	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明	
	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)に	
	より計算した利息とともに払い戻します。	
	(1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合	
	次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とし	
	ます。)のうち、もっとも低い利率とします。	
	A 解約日における普通貯金の利率	
	B 約定利率-約定利率×30%	
	C 約定利率- <u>(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)</u>	
	預入日数	
	なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期	
	日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準と	
	して算出した当JA所定の利率とします。	
	(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合	
	次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が	

	0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。	
	A 約定利率-約定利率×30%	
	B 約定利率- <u>(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)</u>	
	預入日数	
	・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていること	
	があります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率に	
	より計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。	
	・保護対象	
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第	
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利	
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除	
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま	
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028	
	7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制	
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に	
	努め、苦情等の解決を図ります。	
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)	
	でも、苦情等を受け付けております。	
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機	
	関を利用できます。	
	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。	
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)	
その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計	
事項	算します。	
サ ス	ガンカノの	

#### 期日指定定期貯金

(2022年11月29日現在)

	(2022年11月29日発任)	
商品名	・期日指定定期貯金	
ご利用いただける方	<ul><li>個人のみ</li></ul>	
期間	<ul><li>・最長3年</li></ul>	
2à1 lb1	・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年	
	までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはそ	
	の1か月前までに当店に通知が必要です。)	
	・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続ま	
	たは元利金継続)の取扱いができます。	
預入方法		
(1)預入方法	・一括預入	
(2)預入金額	・1 円以上 300 万円未満	
(3)預入単位	<ul><li>1円単位</li></ul>	
払戻方法	・預入日から1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも	
	払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1回あたり1万円以上	
	1円単位となります。	
	・一部支払後の残高が1万円を下回る一部支払はできません。	
利息		
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則とし	
(1) 22/13 22/13	てこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。	
(2) 利払頻度	・満期日に一括して支払います。	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算を	
	します。	
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。	
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。	
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	
方法		
手 数 料	_	
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。	
	(貸越利率は担保定期貯金の2年以上の約定利率に年0.5%を上乗せした利	
	1 12 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	率)	
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま	
	· ·	
	・通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J Aバンクアプリにより通帳	
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた	
	だくサービス)がご利用になれます。	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)に	
	より1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。	
	(1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率	
	(2)6か月以上1年未満 預入時の2年以上利率×40%	
	(4)1年6か月以上2年未満 預入時の2年以上利率×60%	
	(5)2年以上2年6か月未満 預入時の2年以上利率×70%	
	(6)2年6か月以上3年未満 預入時の2年以上利率×90%	
	ただし、(2)から(6)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回る	
	ときは、その普通貯金利率によって計算します。	
	・保護対象	
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第	
(四月月月)及/	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利	
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除	
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。	

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 $JA$ 本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当 $JA$ では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、 $JA$ バンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	紛争解決措置	でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる 事項	<ul><li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li><li>・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</li></ul>	

#### 変動金利定期貯金<複利型>

(2022年11月29日現在)

商品名	・変動金利定期貯金<複利型>	
ご利用いただける方	・個人のみ	
期間	・3年	
	・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いが	
	できます。	
預入方法		
(1)預入方法	・一括預入	
(2)預入金額	・1 円以上	
(3)預入単位	<ul><li>1円単位</li></ul>	
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
利息		
(1) 適用金利	・預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6か月ごとに、当 JAが預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6か月も のを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。	
(2)利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。	
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算 をします。	
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。	
, , ,	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。	
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	
方法		
手 数 料	_	
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。	
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)	
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま	
	す。	
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳	
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた	
	だくサービス)がご利用になれます。	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)に	
	より6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。	
	(1) 6か月未満 解約日における普通貯金の利率	
	(2) 6か月以上1年未満 約定利率×40%	
	(3)1年以上1年6か月未満 約定利率×50%	
	(4) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%	
	(5) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%	
	(6) 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%	
	ただし、(2)から(6)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、	
	その普通貯金利率によって計算します。	
貯金保険制度	・保護対象	
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第	
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利	
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除	
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま	
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店(所) またはリスク管理室(電話:028	
104 1 11 0 21 1 E 2 1 1 1 E	7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制	
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に	
	要め、苦情等の解決を図ります。	
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)	
	でも、苦情等を受け付けております。	
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機	

	関を利用できます。 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

#### 定期積金<定額式>

(2022年4月1日現在)

	(2022 年 4 月 1 日現仕)		
商品名	・定期積金<定額式>		
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)		
期間	6か月以上7年以下		
払込方法			
(1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。		
	<ul><li>・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。</li></ul>		
	・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。		
	なお、2021 年 10 月 1 日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元		
	の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込み		
	を行います。		
(2) 払込金額	<ul><li>1回あたり1,000円以上</li></ul>		
(3) 払込単位	・1 円単位		
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約		
	金を払い戻します。		
給付補填金			
(1)適用利回り	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。		
(2)支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。		
(3)計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて		
	計算をします。		
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税、		
	法人のお客さまは総合課税となります。		
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。		
(5)金利情報の入手	・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
方法			
手 数 料	_		
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。		
	(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)		
	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。		
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)に		
1 X2/17/1/17/19 02 4X 1/X 0	より計算した利息相当額とともに払い戻します。		
	(1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合		
	解約日における普通貯金利率		
	(2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合		
	マン 初回母返口がら解析口よくの期間が14以上の場合 マンション 契約時の約定利回り×60% マンション		
	ただし、解約日における普通貯金		
<u> </u>	利率を下限とします。		
貯金保険制度   (八台)   (八白)   (八白)	・保護対象		
(公的制度) 	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第		
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利		
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除		
dialele in ordinary in the control of the control o	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。		
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま		
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店 (所) またはリスク管理室(電話: 0 2 8		
	7-96-6150)にお申し出ください。当 J A では規則の制		
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に		
	努め、苦情等の解決を図ります。		
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)		
	でも、苦情等を受け付けております。		
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
	関を利用できます。		

	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる 事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息を いただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割 引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

#### 定期積金<目標式>

(2022年4月1日現在)

	T
商品名	・定期積金<目標式>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	6か月以上7年以下
払込方法	
(1)払込方法	<ul> <li>契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(初回で掛金を調整)</li> <li>・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。</li> <li>・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。</li> <li>なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。</li> </ul>
(2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul><li>・1回あたり1,000円以上</li><li>・1円単位</li></ul>
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金	
(1) 適用利回り	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。
(2)支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、 法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手 方法	・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	_
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。
11/24 (C @ 13/1/3 1. )	(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)
+ 'A #745 To Fo Fo 17 1 2	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率 (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合契約時の約定利回り×60%ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店(所) またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。

	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる 事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息を いただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割 引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

#### 定期積金<満期分散式>

(2022年4月1日現在)

三利用いただける方   ・個人および法人(団体を含む。)   ・2年、3年、4年、5年   本込方法	Г	(2022年4月1日現代)
期 問 - 2年、3年、4年、5年 日本込力法 (1) 払込力法 (1) 払込力法 (1) 払込力法 (1) 払込力法 (1) 払込力法 (1) 払込力法 (2) 扱い間間に対しておいます。 なお、2021年10月1日以降の関規契約分から約定推込日に排込金が収替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて排込額の単位で排込みを行います。 (2) 払込金額 (3) お込単位 (3) 私込単位 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法 (5) 金利情報の入手方法 (5) 金利情報の入手方法 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利情報の入手方法 (7) 本数率 (8) 本数率 (9) 本数率 (9) 本数率 (1) 本数率 (1) 本数率 (1) 本数率 (2) 本数解理 (2) 本数解理 (3) 計算力法 (4) 税 金 (5) 全利情報の入手方法 (6) 本数率 (6) 本数率(6) 本数率(7) 本数	商品名	・定期積金<満期分散式>
払込方法	ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
(1) 払込方法	期間	・2年、3年、4年、5年
を最終年の排金として積立可能) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定對込日に掛込金が振替元 の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 ・1個別日あたり1回につき1,000円以上 ・1円単位 松戻方法 ・1円単位 ・約定の回数の掛金の私込みが完了した場合、各個別日ごとの護期日以後に一括して私い戻します。  総付補填金 (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法 ・各個別日ごとの護期日以後に一括して支払います。 ・各個別日ごとの護期日以後に一括して支払います。 ・各個別日ごとの護期日以後に一括して支払います。 ・各個別日ごとの護期日以後に一括して支払います。 ・各個別日ごとの護期日以後に一括して支払います。 ・各個別日ごとの選期日以後に一括して支払います。 ・各個別日ごとの選期日よりを乗びたがます。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。 方法 ・数料 ・他人のお客さまは総合1単の担保に組入れできます。 (役益利率は担保定期積金の約定利回りに年6.5%を上乗せした利率)・普通貯金等からの自動振替によむが戻ます。 ・清期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)によけ音声はたおく養しまれい戻まま。 (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年末満の場合 解約日における音通貯金利率 (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における音通貯金利率 (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、規則日における音通貯金利率 (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 を解約日における音通貯金利率を下限とします。 ・保護対象 ・当該貯金は当人の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法等 51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・制設貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1000万円とその利息が貯金保険により保護なみます。 古情や理措置および 紛争解決措置 本部品にかかる相談・売貸に以下一活件等」という。こできましては、当月本支店(所)またはリスク管理室(電話・0287-96-615の)にお申し出ください。当、力を収集法を対定するといて対しが開金保険法等 と対したいために表するといてのよります。 また、月本支店(所)またはリスク管理室(電話・0287-96-6150)にお申し出ください。当、力では規則の利定なを活件等に対しまるを終めを整備し、迅速かつ適切な対応に努め、当時での解決を図ります。また、月ムイでは規則の利定など間管理を対して、記述の対して解決を図ります。また、月ムイでは規則の利定など間では記述し、といでは記述している。第4年の野が、または関いの対容を開かされている。第4年の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	払込方法	
- 掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が複替元の疾高を超之中止した場合は、次回以降これを含めて掛込鎖の単位で掛込みを行います。 - 1個別口あたり1回につき1,000円以上 - 1円単位 払戻方法 - 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、各個別口ごとの満期日以後に一枯して払い戻します。 - 各個別口ごとの満期日以後に一括して支払います。 - 計算単位を1円として契約期間における母を成高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 - (3) 計算方法 - (4) 税 金 - (5) 金利情報の入手方法 - (6) 砂川中できる等約事項 - (個人のお客さまは総合り産の担保に組入れできます。 - ・治定年間、自身では、以下の中途解約和率(小数点第4位以下切捨て)により計算に利息相告額ととれない戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年よこの場合 解約日における普通貯金 - (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日までの期間が1年上の場合 契約時の約定利回り×60% - ただし、解約日における普通貯金 - (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年よ高の場合解約日までの期間が1年以上の場合 - (3) が開発の会の表示別の場合を解析したります。 - (4) が取りますの期間が1年上の場合 - (5) を引きに対する量は当人の譲渡性貯金を除く他の貯金等(金額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別股貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保険されます。 - 古に、上では、当人本支店(所)またはリスク管理室(電話・0287-96-6615の)にお申し出ください。当人本では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク和談所(電話書号:03-6837-1359)でも、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク和談所(電話書号:03-6837-1359)でも、苦情等の受けがにおります。また、JAバンク和談所(電話書号:03-6837-1359)でも、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク和談所(電話書号:03-6837-1359)でも、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク和談所(電話書号:03-6837-1359)では、芸術学の解決を図ります。また、JAバンク和談所(電話書号:03-6837-1359)でも、芸術学の解決を図ります。また、JAバンク和談所(電話書号:03-6837-1359)でも、芸術学の解決を図ります。また、JAバンク和談所(電話書号:03-6837-1359)でも、芸術学の解決を図ります。また、JAバンク和談所(電話書号:03-6837-1359)では、芸術学の解決を図ります。また、JAバンク科が発力を図ります。また、JAバンク科が発力を図ります。また、JAバンク科が発力を図ります。また、JAバンク科が発力を図ります。また、JAバンク科が発力を図ります。また、JAバンク科が表別の解決を図ります。また、JAバンク科が表別の表別を図ります。また、JAバンク科が表別を図ります。また、JAバンク科が表別を図ります。また、JAバンク科が表別を図りませた。 また、JAバンク科が表別を図りませた。 JA を適けなどの表別を図りませた。 JA を表別を図りませた。 JA を表別を図りませた。 JA を表別を図ります。 JA では、JA では、	(1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(満期到来済の各年の掛金
なお、2021 年 10 月 1 日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて排込鎖の単位で排込みを行います。		を最終年の掛金として積立可能)
なお、2021 年 10 月 1 日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて排込鎖の単位で排込みを行います。		<ul><li>・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。</li></ul>
(2) 払込金額 (3) 払込単位		
(2) 払込金額 (3) 払込単位 払戻方法 ・ 1個別口おたり1回につき1,000円以上 ・ 1円単位 ・		
(2) 払込金額 (3) 払込単位 ・1円単位 払戻方法 ・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、各個別口ごとの満期日以後に一括して私い戻します。 ・約にの回数の掛金の払込みが完了した場合、各個別口ごとの満期日以後に一括して支払い戻します。 ・各個別口ごとの満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・側人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。 方法 ・参判(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・資油貯金等からの自動板管による払込ができます。 ・海油貯金等からの自動板管による払込ができます。 ・海油貯金等からの自動板管による払込ができます。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率(2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 解約日における普通貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く、)と合わせ、元本100万円とその利息が貯金保険により保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く、)と合わせ、元本100万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)を除く、)と合わせ、元本100万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。とできまず、等情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話音号:03-683-7-1359)でも、苦情等を受け付けております。 参争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
(3) 払込単位 ・1円単位 ・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、各個別口ごとの満期日以後に一括して払い戻します。	(2) 払込金額	
・		
(1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 ・ 各個別口ごとの満期日以後に一括して支払います。 ・ 各個別口ごとの満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ 個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※ 2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
総付補填金 (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法 ・		
(2) 支払頻度 (3) 計算方法 ・ 契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・ 各個別口ごとの満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ 個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ・ 後人のお客さまは総合課税となります。 ・ 金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。	公什块性人	
(2) 支払頻度 (3) 計算方法 ・ 各個別口ごとの満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ 個人のお客さまは20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利 (約定利回り) は店頭の金利表示ボードに表示しています。		- 初始時の約字利同りた滞期日まる済田します
(4)税 金 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 (4)税 金 ・個人のお客さまは20.315% (国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。 方法  手数料 ・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。(1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合がにより計算した利息相当額ともに払い戻します。 (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合がただし、解約日における普通貯金利率(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合がただし、解約日における普通貯金利率(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合新的における普通貯金利率を下限とします。  ・保護対象 ・保護対象 ・接護対象 ・おりまする決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および紛争解決措置の内容 ・ 古標を登ます。またはリスク管理室(電話:02を表しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:02を表しては、当人本支店(所)またはリスク管理室(電話:02を表しては、当人本支店(所)またはリスク管理室(電話:02を表しては、当人本支店(所)またはリスク管理室(電話:02を表しては、当人本支店(所)またはリスク管理を表しては、当人本支店(所)または、カースを表しては、カースを表しまする。まり、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しては、カースを表しまする。まりまする。まりまする。まりまりまする。まりまりまする。まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり		7
(4)税 金 ・個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。  手 数 料 ・	, ,	
(4) 税 金 ・個人のお客さまは20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。	(3)計昇力法 	
法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。  手 数 料  一 付加できる特約事項 ・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5%を上乗せした利率)・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合解約日における普通貯金利率(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合契約時の約定利回り×60%ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。  「保護対象」は当人の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および紛争解決措置の内容  「苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦恃等」という。)につきましては、当 J A 本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所(電話番号:03・6837・1359)でも、苦情等を受け付けております。	(4) 44 ^	
(5)金利情報の入手 方法 手 数 料  一 付加できる特約事項 ・億人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率(2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合を定し、解約日における普通貯金利率を下限とします。 ・保護対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除る。と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および紛争解決措置の内容  ・活情等の時決を図ります。 ・満年の中途・当成りに対している。当日のでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 ・ おり手に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 ・ おり手に対している。当日のでも、苦情等を受け付けております。 ・ おり手に対している。当日のでも、大の機	(4) 悦 筮	
(5) 金利情報の入手 方法 手 数 料  一 付加できる特約事項  ・値人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金 利率を下限とします。 ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別股貯金のうち、「無利 息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除 く。)と合わせ、元本1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および 紛争解決措置の内容  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま しては、当 J A 本支店(所)またはリスク管理室(電話:028 7-96-6150)にお申し出ください。当 J A では規則の制 定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に 努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所(電話番号:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
万法	( = ) 人がはまれるまで	
手 数 料		・金利(約疋利回り)は店與の金利表示ホートに表示しています。 
・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金 利率を下限とします。 ・保護対象 ・諸貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 ・苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287−96−6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 お争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機	·	
(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率 (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合契約時の約定利回り×60%ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 ・保護対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要水払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および紛争解決措置の内容  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  参争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率 (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合契約時の約定利回り×60%ただに、解約日における普通貯金利率を下限とします。 ・保護対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および紛争解決措置の内容  苦情処理措置によび、活情の円割が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置によび、多年を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  また、JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。	付加できる特約事項	
中途解約時の取扱い ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率 (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合契約時の約定利回り×60%ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 ・保護対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および紛争解決措置の内容  「苦情処理措置」本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 お外争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
より計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合契約時の約定利回り×60%ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。  ・保護対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および紛争解決措置の内容  ・精処理措置本書の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表		
(1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通貯金利率(2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合契約時の約定利回り×60%ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。  中金保険制度(公的制度) ・保護対象当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および紛争解決措置の内容  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。	中途解約時の取扱い	
解約日における普通貯金利率 (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金 利率を下限とします。  ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および 紛争解決措置の内容  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  参争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
(2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金 利率を下限とします。  ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および お情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金 利率を下限とします。   ・保護対象   当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利 息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除 く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。   苦情処理措置および   紛争解決措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店(所) またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。   紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
ただし、解約日における普通貯金 利率を下限とします。  ・保護対象 ・保護対象 ・当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利 息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除 く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 苦情処理措置および お争解決措置の内容  ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028 7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制 定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に 努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象 ・協議対象 ・協議対象 ・協議対象 ・協議対象 ・協議対象 ・協議対象 ・協議が発生的である。 ・協議対象 ・協議が発生の対象が、決済が、表済が、表済が、大きないのである。 ・と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 ・活情処理措置および お争解決措置の内容 ・活情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・ お争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 ・		
(公的制度)  当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および 紛争解決措置の内容  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および 紛争解決措置の内容  「苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。苦情処理措置および 紛争解決措置の内容本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:0287-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。紛争解決措置外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機	(公的制度)	
大。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 若情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028 7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制 定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に 努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
紛争解決措置の内容 しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028 7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。   紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に 努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機	紛争解決措置の内容	
努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機		
		でも、苦情等を受け付けております。
関を利用できます。		紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
		関を利用できます。

	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる 事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年 365 日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

#### 積立式定期貯金<エンドレス型>

(2019年10月1日現在)

<b>☆</b> □ <i>b</i>	(2015年10月1日先生)
商品名	・積立式定期貯金<エンドレス型>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・積立期限には定めがありません。
預入方法	
(1)預入方法	・自動振替により、1 か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期に
	より預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。
	・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
(2)預入金額	<ul><li>1回あたり1円以上</li></ul>
(3)預入単位	<ul><li>1円単位</li></ul>
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息	「一日   10   10   10   10   10   10   10   1
(1) 適用金利	(個人)
(1) 週川並州	
	・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。
	(法人)
( ) [ [ ( ) ] ]	・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約定利率を適用します。
(2)支払頻度	・払戻時に一括して支払います。
(3) 計算方法	(個人)
	・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。
	(法人)
	・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の計算方法を適用します。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	亚山(10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/1
手数料	_
付加できる特約事項	
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
	- (員圏利率は追床と朔灯金の粉足利率に干0.3%を工术とした利率) ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
上、人加ルL n+ の TE-17	の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028
	7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。
	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる	
事項	
* //	

#### 積立式定期貯金<満期型>

(2019年10月1日現在)

T 1	(2019年10月1日現在)
商品名	・積立式定期貯金<満期型>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	
(積立期間)	・ 6 か月以上 10 年以下
(据置期間)	・1か月以上3年以下
預入方法	
(1)預入方法	・自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期に
(1) 50 03 12	より預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。
(2)預入金額	・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
	<ul><li>・1回あたり1円以上</li></ul>
(3)預入単位	・1 円単位 
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
	・一部支払、明細支払および概算金支払ができます。
利息	
(1) 適用金利	(個人)
	・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、
	預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパ
	一定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約定利率を適用します。
	・なお、満期日前1年ごとの応当日を「特定日」として、当該特定日において
	すでに預入されている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定
	日における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。
	(法人)
	・各分割預入時におけるスーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約
	定利率を適用します。
(2)支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	(個人)
	・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日まで
	の期間が1年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金<単利型>
	または大口定期貯金の計算方法を適用します。
	(法人)
	・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の計算方法を適用します。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5 %) ※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
(目) 人利味却のまず	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手数料	
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)
	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
, = , = , = , = , = , = , = , = , = , =	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
大体加油無電かどで	
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028
	7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	」

	でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

#### 一般財形貯金

(2019年10月1日現在)

	(2019年10月1日現住)
商品名	•一般財形貯金
ご利用いただける方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者(年齢制限なし)
期間	
(預入期間)	・3年以上
預入方法	
(1)預入方法	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。
	月例給与および賞与
	月例給与
	賞与
(2)預入金額	<ul><li>・1回あたり1円以上</li></ul>
(3)預入単位	• 1 円単位
(4)預入貯金の種類	・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」としま
	す。
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息	
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・払戻時に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を 365 日とする日割計算で1年ごとに複利計算を
	します。
(4)税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	_
付加できる特約事項	_
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)
	と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028
	7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努
	め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。
	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる	・「退職等に関する通知書」(退職した日から6か月以内)が提出された場合に
事項	は、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

#### 財形年金貯金

(2019年4月1日現在)

	(2019年4月1日現代)
商品名	・財形年金貯金
ご利用いただける方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の満 55 歳未満の勤労者
期間	
(預入期間)	<ul><li>5年以上</li></ul>
(据置期間)	・6か月以上5年以内(受取周期が2か月の場合は4か月以上5年以内)
(受取期間)	<ul><li>5年以上20年以内</li></ul>
(文以朔间)	
75 1 L. VI. 66	なお、受取開始日は満60歳に達した日以降の日
預入方法 等	
(1)預入方法	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。
	月例給与および賞与
	月例給与
	賞与
(2)預入金額	<ul><li>・1回あたり1円以上</li></ul>
(3)預入単位	<ul><li>1円単位</li></ul>
(4)預入貯金の種類	・一口の「期日指定定期貯金」とします。
	ただし、年金元金計算日(受取開始日の3か月前の応当日)(受取周期が2か
	月の場合は2か月前の応当日)までの期間が1年未満の場合は「スーパー定
( E ) 左 A 二 A 刊 体 ロ	期貯金<単利型>」とします。
(5)年金元金計算日	・上記(4)の貯金は、年金元金計算日に満期日が到来したものとして、所定
での作成貯金の	の方法により分割し、年金元金計算日から3か月ごと(受取周期が2か月の
種類	場合は2か月ごと)の応当日を満期とする12口(受取周期が2か月の場合は
	18 口)の「期日指定定期貯金」を作成します。
	ただし、年金受取日までの期間が1年未満の場合は「スーパー定期貯金<単
	利型>」とします。
払戻方法	・上記の「受取期間」のとおり、年金として、3か月ごと(受取周期が2か月
3.000	の場合は2か月ごと)に払い戻します。
利息	v marka n m c c m c pro c m m m m m m m m m m m m m m m m m m
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(2)利払頻度	- 「見べ時のおたれ子を調効するで過かしより。 - ・上記の「払戻方法」と同様、年金として、組入貯金の満期日ごと(3か月ご
(乙) 利拉頻及	
(6) 引然士洪	と)に支払います。(受取周期が2か月の場合は2か月ごと)
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算を
( ) 5/	します。
(4)税 金	・財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手数料	_
付加できる特約事項	_
中途解約時の取扱い	・年金支払以外の目的で払い戻した場合は、非課税の適用が受けられなくなるとと
一个还有不可以 00 4人 1人 0	もに、すでに非課税で支払済みの利息についても、5年間遡って追徴課税されま
	す。
的人们队制造	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金種類の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当 J A本支店(所) またはリスク管理室(電話:028
ハンノ サーアテチィ仄1日 恒 ソンドリ谷	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	7-96-6150)にお申し出ください。当 J A では規則の制
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。
	•

	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる 事項	<ul> <li>・お一人様一契約となっております。(一般財形貯金、財形住宅貯金との併用は可能です。)</li> <li>・貯金者が退職・役員昇格等により財形年金貯金の要件に該当しなくなり事業主より「退職等に関する通知書」(退職した日から6か月以内)が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。</li> <li>・貯金者が転職した場合には、一定の手続きをとることにより引き続き非課税扱いを継続できます。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

#### 財形住宅貯金

(2019年4月1日現在)

	(2019年4月1日現代)
商品名	・財形住宅貯金
ご利用いただける方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の満 55 歳未満の勤労者
期間	
(預入期間)	・5年以上
預入方法等	
(1)預入方法	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。
	月例給与および賞与
	月例給与
( O ) 3 T T A MT	賞与
(2)預入金額	<ul><li>・1回あたり1円以上</li></ul>
(3)預入単位	・1円単位
(4)預入貯金の種類	・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」としま
	す。
払戻方法	
(1) 払出目的	・持ち家としての住宅取得又は増改築(以下「住宅取得等」という)の費用の
	充当に限定されます。
	その際、契約の証等所定の書類が必要となります。
(2) 全額払出	・住宅の取得等の日から1年以内に、取得費用を限度に1回に限り払い出しま
	す。
(3) 2段階払出	・住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出するこ
	とを条件とし、残高の90%又は取得費用のいずれか低い額を限度とし、1回
	に限り払い出します。
	また、1回目の払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に1回に
	はた、1回日の福田後、取得資用の残職に フィーC、知 並及同を成及に1回に 限り払い出すことができます。
イルーウ	この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件となります。
利息	
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・払戻時に一括して支払います。なお、お申し出により積立額の一部を払い戻
	す場合は、その指定日に支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を 365 日とする日割計算で1年ごとの複利計算を
	します。
(4)税 金	・財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手数料	_
付加できる特約事項	_
中途解約時の取扱い	・上記の目的以外で払い戻した場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、
1 大三月十月月月月 47 村入 1八〇 7	すでに非課税で支払済みの利息についても、5年間遡って追徴課税されます。
	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
	・保護対象
	11 1000
(公的制度) 	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028
	7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。

	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	・お一人様一契約となっております。(一般財形貯金、財形年金貯金との併用は可能です。) ・貯金者が退職・役員昇格等により財形住宅貯金の要件に該当しなくなり事業主より「退職等に関する通知書」(退職した日から6か月以内)が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。 ・貯金者が転職した場合には、一定の手続きをとることにより引き続き非課税扱いを継続できます。

#### 通知貯金

(2019年10月1日現在)

I	(2019年10月1日現住)
商品名	・通知貯金
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。(ただし、7日間の据置期間が必要です)
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・50,000 円以上
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・解約時に一括して払い戻します。(ただし、解約する日の2日前までに当店に
	通知が必要です。)
利息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2)利払頻度	・解約時に一括して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5 %)※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	-
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息
	とともに払い戻します。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
# # / / / / / / / / / / / / / / / / / /	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028
	7-96-6150)にお申し出ください。当JAでは規則の制 字など基準に対処さる能熱な軟件し、沿海なる意思な対点に
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	努め、苦情等の解決を図ります。 また、IAバング担款所(電話来号・0.2-6.8.2.7-1.2.5.0)
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。
	おります。
	初
	場を利用できます。 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる	上記 J A / マ / 作飲///(こわ中 0回 / /こと / '。)
事項	
サ ス	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

#### 譲渡性貯金 (NCD)

(2019年10月1日現在)

	(2019年10月1日現在)
商品名	・譲渡性貯金(NCD)
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・定型方式
	1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年
	・期日指定方式
	7日以上5年未満
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	• 1,000 万円以上
(3)預入並領	• 1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	・個別日以復に一佰して払い戻しまり。
' -	五1 味の利索も満知りと交流中しとと
(1)適用金利	・預入時の利率を満期日まで適用します。
	・中間利払利率は預入時の約定利率を適用します。
(2) 利払頻度	・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。
	・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当
	日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に
( ) =1 fets 1 >1	分割して支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
	・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間
	利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。
	・満期日以後の利息は付きません。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5 %)※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は窓口でお問合せください。
方法	
手数料	_
付加できる特約事項	_
中途解約時の取扱い	・満期日前には解約できません。
貯金保険制度	・保護対象外
(公的制度)	
苦情処理措置および	苦情処理措置   本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店(所)またはリスク管理室(電話:028
	7-96-6150)にお申し出ください。当 I Aでは規則の制
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に
	努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。
	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる	・この貯金は、利息とともにのみ譲渡できます。この場合、あらかじめ当JA
事項	に通知し、確認を受けなければなりません。権利の質入の場合もこれに準じ
	ます。
	・当JAによる買取は行いません。
	・期日前に売却された場合、市場金利の情勢によっては譲渡代金の金額が当初
	譲渡貯金額を下回る可能性があります。
L	<del> </del>

詳しくは窓口にお問い合わせください。